

公益財団法人 近江兄弟社

介護老人保健施設

ヴォーリズ老健センター

介護予防訪問リハビリテーション

重要事項説明書

重要事項説明書

(令和 7 年 10 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ① 施設名 公益財団法人 近江兄弟社 介護老人保健施設 ヴォーリズ老健センター
- ② 開設年月日 平成 10 年 2 月 27 日
- ③ 所在地 滋賀県近江八幡市北之庄町 492 番地
- ④ 電話番号 0748-32-2007
- ⑤ ファックス番号 0748-32-0055
- ⑥ 管理者名 寺尾 良一
- ⑦ 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2550480012 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

① 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、ご利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、またご利用者が家庭での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーションや介護予防通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションや介護予防訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

② 介護老人保健施設ヴォーリズ老健センター運営方針

ヴォーリズ老健センターは、財団創立者ウィリアム・メレル・ヴォーリズが実践してきた「隣人愛」と「奉仕」の精神を運営理念として、助け合い、愛し合い、慈しみ合いの心で、家庭的で明るい雰囲気の中で安心して療養していただくため、総合的ケアサービス施設として、一体的、効率的なサービスを提供します。

2. 介護予防訪問リハビリテーションについて

(1) 介護保険被保険者証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

(2) 介護予防訪問リハビリテーションについての概要

介護予防訪問リハビリテーションは、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された「介護予防サービス・支援計画」に基づいてサービスをご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、ご利用者の心身の機能の維持・回復を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、ご利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士、その他専ら介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、「介護予防訪問リハビリテーション計画」が作成されますが、その際にはご利用者・ご家族のご希望を十分に取り入れ、また計画の内容についてはご同意をいただきます。

(3) 職員の体制

介護予防訪問リハビリテーション事業の単位ごとのサービス提供に携わる職員の体制は、以下の通りとなっております。なお職員の体制に変更があった場合は、施設内掲示板にてお知らせいたします。

職 種	単 位 1		業 務 内 容
	基 準	配 置	
医 師	1 人以上	1.2 人	診察と健康管理、医療・保健・衛生指導
理学療法士	1 人以上	4 人	心身諸機能の維持回復リハビリテーション
作業療法士		4 人	心身諸機能の維持回復リハビリテーション
支援相談員	—	1 人	相談業務、市町等との連携・連絡調整

※「基準」は厚生労働省が定める介護保険基準法令に定められた人員配置数、「配置」は実際に当施設が配置し、専ら訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業に従事している職員数。ただし医師、理学療法士、作業療法士については入所・通所サービスと兼務。支援相談員については通所サービスと兼務。

(4) 営業日及び営業時間とサービス提供日及びサービス提供時間

①営業日及びサービス提供日

月曜日から金曜日まで。

②営 業 時 間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

③サービス提供時間 午前 9 時 30 分から午後 4 時まで。

(サービス提供時間外のご利用は要相談)。

④休 業 日 土曜日、日曜日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)。

(5) 通常の事業の実施地域

当施設の通常の事業の実施地域は、次の地域です。

近江八幡市(沖島を除く) 近江八幡市外は要相談

(6) サービス内容

介護予防訪問リハビリテーション計画の立案・作成

- ・ 介護予防訪問リハビリテーションは、地域包括支援センター等の立案する「介護予防サービス・支援計画」に基づいて提供されるサービスです。
- ・ 介護予防サービス・支援計画の目標を達成するために、介護予防訪問リハビリテーション従事者により立案・作成されるのが「介護予防訪問リハビリテーション計画」です。介護予防訪問リハビリテーションの実施は、この計画に沿って提供されます。
- ・ 医師、理学療法士又は作業療法士、支援相談員が、ご利用者ごとの身体機能評価、家屋評価、生活動作能力、リスク評価等を実施しニーズや身体状況に合わせた目標を立て、目標を達成するために個別のプログラムを作成し提供いたします。
- ・ お一人おひとりに合わせた日常生活動作能力の維持・向上、介助方法の指導、住宅改修に関する相談・指導、住環境の整備、福祉用具の選定の指導、心理面への支援、健康管理を致します。
- ・ 実施にあたっては施設医の診察を受けていただく必要があります。
- ・ 実施にあたっては計画の内容についてご同意をいただきます。

(7) 緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化があった場合には、事前にご確認している主治医、救急隊、緊急連絡先、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

(8) ご利用中の事故について

介護予防訪問リハビリテーションご利用中の事故（転倒による骨折やケガ、誤嚥による窒息等）の防止には十分注意を払っておりますが、加齢に伴う体力や判断力の低下から、事故が発生する危険性は大変高くなっております。

万一事故が発生した場合は、緊急時の対応と同様、事前にご確認している主治医、救急隊、緊急連絡先、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。最善を尽くして対応いたしますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

3. 利用料金について

介護予防訪問リハビリテーションの提供による利用料の額は、厚生労働大臣が定める額（法定代理受領サービス※¹の場合はその額の一部）の合計額と、ご利用者が個別に利用したサービスの額の合計額を、ご利用月ごとに精算した額となります。

なお、要介護認定の結果が確定していない場合は、認定後にまとめて請求させていただきます。

ご利用にかかる利用料の詳細については、別紙 1「提供サービス及び利用料金」をご参照ください。

※ 1 「法定代理受領サービス」とは…

ご利用者が「介護予防サービス・支援計画」に基づいたサービスの提供を受けた時に発生する料金は、原則的には利用料の全額を一旦ご利用者が支払い、後で保険から給付を受けるようになっていきます。（これを「償還払い」といいます）

「法定代理受領サービス」の場合は、ご利用者が支払うべき費用の一部（概ね一割）を支払い、残りの分については事業所が保険から受け取ることをいいます。

(1) 基本料金（法定代理受領サービスの対象となる料金）

※別紙 1「提供サービス及び利用料金」参照

(2) その他の料金（法定代理受領サービスの対象とならない料金）

その他の自己負担額（介護保険）

①通常の事業の実施地域を超えた場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から 1 km毎に 36 円となります。

②介護予防訪問リハビリテーションを開始するにあたって主治医の病院・診療所にて「診療情報提供料」が発生いたします。

(3) お支払い方法

①毎月 10 日に原則アプリケーションソフト(つながる家族)で、前月分の請求書を配信しますので、その月の 20 日までにお支払いください。

②お支払い方法は、銀行振込、口座振替があります。訪問リハビリテーションご利用開始時にお選びください。（できるだけ口座振替の手続きをさせていただきますようお願いいたします）。

4. ご利用にあたっての留意事項

(1) キャンセルの際の連絡

- ・ご利用予定日に、キャンセルすることが明らかな場合には、必ず事前に介護予防サービス・支援計画の作成を担当している地域包括支援センターにご連絡ください。
- ・当日の急なキャンセルの場合は、直担当施設までご連絡ください。（出発の都合上、午前 8 時 30 分～午前 9 時までをお願いします）。

《介護予防訪問リハビリテーション直通ダイヤル **0748-32-0051** 担当：林、西山》

- ・キャンセル料は発生しません。

(2) 長期間利用されない場合の取り扱い

- ・利用契約書第 4 条③にもあるように、何らかの理由により 1 ヶ月以上ご利用の見込みが立たない場合もしくは 1 ヶ月以上ご利用されない状態が続いた場合は、ご利用を一旦中止とさせていただきます。

(3) 体調不良等の連絡

ご利用者やご家族に 37.5 度以上の発熱がある場合、もしくは 37.5 度未満であっても咳・倦怠感その他風邪症状（鼻汁、咽頭痛、下痢など）がある場合は、必ず当施設までご連絡ください。

5. 介護予防訪問リハビリテーションサービス提供の記録

施設では、ご利用者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 2 年間保管します。ただし、診療記録等診療に関する記録は、5 年間保管します。

なお、ご利用者が記録の閲覧、複写を求めた場合には、利用時間帯に施設内にて、これに応じます。ただし、扶養者その他の者（ご利用者の代理人を含みます）に対しては、ご利用者の承諾、その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。また、記録の複写物の交付については、実費負担で受ける事ができます。

6. 人権擁護及び虐待等の防止のための措置に関する事項

(1) 施設は、ご利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(2) 施設は、介護保険施設サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

7. 身体拘束等

(1) 施設は、原則としてご利用者に対し身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、ご家族の同意を得たうえで身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合専用の様式を用いて、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録します。

(2) 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を毎月開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ②身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

8. 秘密の保持及び個人情報の保護

(1) 施設とその職員は、業務上知り得たご利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報、正当な理由なく第三者に提供しません。但し、次の各号についての情報提供については、施設は、ご利用者及び扶養者等から、予め同意を得た上で行なうこととします。

- ①介護保険サービスの利用のための市町、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ②介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ③厚生労働省の LIFE（科学的介護情報システム）への情報提供。

(2) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

9. ハラスメントについて

- (1) 施設は、ご利用者、ご契約者及び後見人並びにご家族等からの暴言・暴力・ハラスメントに対し、組織での適切な対応を図ります。
- (2) 施設は、職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 施設は、暴言・暴力・ハラスメント行為がご利用者、ご契約者及び後見人並びにご家族等から職員にあった場合には、契約を解除するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

10. 非常災害対策

(1) 災害時の対応

別途定める「自然災害発生時における業務継続計画（BCP）」にのっとり対応します。

(2) 防災設備

スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器、非常通報装置、防火扉、誘導灯、非常用電源、避難階段、カーテンは防災性能のあるものを使用。

(3) 防災訓練

年2回実施。

11. 第三者評価の実施

実績なし。

12. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心してご利用していただくために、ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等」は禁止します。

13. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情等については、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、備え付けの「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、他にもサービスに関する苦情相談については、次のような手段があります。

苦情相談窓口：

機 関	担 当	連 絡 先
ヴォーリズ老健センター	苦情相談支援窓口：迫田 入所担当支援相談員： 迫田・森岡・中上・小野田 通所担当支援相談員：林 介護予防訪問リハビリ担当： 西山・林	0748-32-2007 0748-32-0051
(各市町) 近江八幡市 近江八幡市安土町総合支所 東近江市 竜王町	(担当窓口) 介護保険課 住民課 長寿福祉課 福祉課	0748-33-3511 0748-46-7206 0748-24-5645 0748-58-3705
滋賀県国民健康保険団体連合会	介護保険苦情相談	077-510-0065

14. その他

当施設についての詳細は、パンフレットをご用意しておりますので、ご請求ください。

【別紙 1】提供サービス及び利用料金

【介護予防訪問リハビリテーション】2025.4～ ※ご利用者様負担

[地域区分 (7 級地) 1 単位 10.17 円]

◆介護予防訪問リハビリテーション (日額・単位：円)

基本サービス費	頻度/(単位数)	負担割合	要支援 1、2 共通
介護予防 訪問リハビリテーション費	1 回(20 分) につき (298 単位)	1 割	303
		2 割	606
		3 割	909

◆全員に共通して加算されるもの (単位：円)

加算	加算の説明	頻度/(単位数)	1 割	2 割	3 割
サービス提供体制 強化加算 (I)	訪問リハビリテーションを利用者に 直接提供する理学療法士等のうち、 勤続 7 年以上の者がいる場合	1 回につき (6 単位)	7	13	19

◆必要に応じて加算されるもの (単位：円)

加算	加算の説明	頻度/(単位数)	1 割	2 割	3 割
短期集中 リハビリテーション 実施加算	退院(退所)日又は認定日から起算し て 3 月以内に、リハビリテーション を集中的(20 分/日以上、2 回/週以 上)に実施した場合	1 日につき (200 単位)	204	407	611
計画診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション 計画の作成に係る診療を行わなかつ た場合	1 回につき (-50 単位)	-51	-102	-153
12 月超減算	利用を開始した日の属する月から起 算して 12 月を超えた期間に実施し た場合	1 回につき (-30 単位)	-31	-61	-92
退院時共同指導加算	病院又は診療所に入院中の者が退院 するに当たり、通所リハビリテーシ ョン事業所の医師又は理学療法士、 作業療法士若しくは言語聴覚士が、 退院前カンファレンスに参加し、退 院時共同指導を行った後に、当該者 に対する初回の通所リハビリテーシ ョンを行った場合	1 回につき (600 単位)	611	1,221	1,988

※ 端数処理計算の関係上実際の請求金額が変わる場合があります

【説明確認欄】

年 月 日

以上の重要事項及びサービス内容を説明しました。

＜施設＞

住 所 滋賀県近江八幡市北之庄町 4 9 2 番地

名 称 公益財団法人 近江兄弟社

介護老人保健施設 ヴォーリズ老健センター

説明者 _____

以上の重要事項及びサービス内容の説明を受けました。

＜本人＞

住 所

氏 名 _____

＜扶養者又は上記代理人＞

住 所

氏 名 _____

(本人との続柄：_____)